

仕様書

1 総則

本仕様書は、第七管区海上保安本部が調達する小型貨物自動車について適用するものである。

2 件名

小型貨物自動車買入れ

3 品目及び数量

小型貨物自動車 1台

4 仕様

下記に示す仕様に適合する新車であること。

小型貨物自動車

① 種別・用途等

- (イ) 種別：小型
- (ロ) 用途：貨物
- (ハ) 自家用の別：自家用
- (ニ) 車両重量：1,001kg～1,500Kg
- (ホ) 車型：バン

② 環境仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月）の「自動車」の基準値を満たすもの。

③ 性能仕様

- (イ) 乗車定員：5名
- (ロ) 全長：3,400mm以上～4,700mm未満
- (ハ) 全幅：1,480mm以上～1,700mm未満
- (ニ) 全高：2,000mm以下
- (ホ) 最低地上高：135mm以上
- (ヘ) 荷室長：1,000mm以上（5名乗車時）
- (ト) 荷室幅：1,300mm以上
- (チ) 荷室高：900mm以上
- (リ) 積載量：200kg以上（5名乗車時）
- (ヌ) 燃料の種類：無鉛レギュラーガソリン
- (ル) 総排気量：1,500CC以下
- (ロ) 変速方式：オートマチックまたは電気式無段変速もしくは自動無段

変速

- (ワ) 車体色：メーカー標準規格により契約後別途指定
- (カ) ドア数：5枚以上
- (ヨ) 駆動方式：2輪（前輪）駆動方式

④ 装備品

次の装備を有すること

- (イ) SRS エアバックシステム（運転席および助手席）
- (ロ) アンチロックブレーキシステム
- (ハ) 集中ドアロック
- (ニ) エアコン
- (ホ) 運転席助手席スライドシート機構
- (ヘ) 3点式シートベルト（リア中央を除く）
- (ト) 電動格納式リモコンドアミラー
- (チ) UV カット機能付きウインドガラス（フロント・前席・後席）
- (リ) プライバシーガラス（リアサイド及びバックドア）
- (ヌ) 衝突防止軽減ブレーキ
- (ル) スペアタイヤ及び交換用具（スペアタイヤは応急タイヤ可）1式
- (ヲ) フロアマット
- (ワ) サイドバイザー
- (カ) カーナビゲーションシステム（TV アンテナを取り外すこと）
- (ヨ) パワーウィンドウ（前席）
- (タ) ヘッドレスト（前席）
- (レ) リア間欠ワイパー
- (ソ) ドライブレコーダー（前方・後方撮影）
- (ツ) ETC 車載器（セットアップ込み）
- (ネ) ラゲージマット
- (ナ) フォグランプ
- (ラ) USB（type-A または C）ソケット
- (ム) レスキューマンⅢ
- (ウ) バックモニター（インナーミラー又はカーナビゲーションシステム）

5 諸手続等

次の手続等は、請負業者が代行して実施すること。

- ① 道路運送車両法に基づく自動車検査（新規）及び自動車登録に必要な手続き
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険契約の締結の実施
- ③ 自動車リサイクル法に基づく資金管理料及びリサイクル料金の納付
- ④ 自動車重量税法に基づく自動車重量税の納付
- ⑤ 車庫証明手続き

6 引渡し車

①小型貨物自動車（大分海上保安部）

（イ）車名等：トヨタ

（ロ）車台番号：NCP51-0312251

（ハ）車種別：小型貨物、自家用、バン

（ニ）数量：1台

（ホ）登録番号：大分 400 た 4608

（ヘ）初度登録：平成25年9月

（ト）車検期限：令和8年9月8日

（チ）走行距離：137,505Km（令和8年6月10日現在）

7 提出書類

納入時に、次の書類を提出すること。

- ① 自動車検査証
- ② 自動車損害賠償責任保険証明書（領収書を含む。）
- ③ 自動車取扱説明書
- ④ 整備手帳
- ⑤ 自動車保管場所証書及び証票番号通知書
- ⑥ 納入車及び引渡し車の登録等に関する書類
- ⑦ 預託金証明書、使用済自動車引取証明書及び資金管理料金受領書
- ⑧ その他必要書類等

8 納入場所

① 小型貨物自動車（大分海上保安部）

〒870-0107 大分県大分市大字海原 916-5

電話 097-523-2197

9 納入期限

令和9年3月3

1日

10 検査

納入にあたっては、第七管区海上保安本部が指名する検査職員の検査を受けること。

11 支払い方法

車両納入後、請求書を提出すること。

12 その他

① 仕様確認申請書・性能等証明書

納入する物品の品目等については、別添1「仕様確認申請書」、別添2「性能等証明書」により、仕様に適合することを証明するカタログ等の資料を添え、第七管区海上保安本部交通部整備課長の確認を受けること。第七管区海上保安本部経理補給部補給課長の承認をもって支出負担行為担当官の承認を得たものとする。

② 部品の供給等

購入車両に関して、部品の供給、アフターサービス等を適切に行える体制であること。

③ 諸費用等

本契約には以下の費用を含むものとする。

- (イ) 新車登録手続きに要する費用
- (ロ) 指定納車場所までの納入に関する費用
- (ハ) 引渡し車の引取りに関する費用
- (ニ) 自動車損害賠償責任保険料
小型貨物自動車 24ヶ月
- (ホ) 自動車リサイクル法に基づくリサイクル料

④ 引渡し車にかかる自動車リサイクル料の納入等

- (イ) 本契約に際し、発注者から引渡し予定の前記6項目「引渡し車」の自動車については、既に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号、「自動車リサイクル法」)第73条に基づく、次の料金を預託済みである。

小型貨物自動車 (大分海上保安部)

再資源化預託金等	8,230 円
情報管理料金	130 円
資金管理料金	380 円

- (ロ) 引渡し車は、所有権を受注者に譲渡する日をもって、発注者は当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって、既に預託済みの再資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は、別途発行する納入告知書により所定の期限までに納付するものとする。なお再資源化預託金等の預託証明書は、上記納付の確認後、引渡しものとする。

- (ハ) 引渡し車は、車検証有効期限前に引渡しとなる。契約後請負者は道路運送車両法に基づく「一時」又は「永久」抹消登録を速やかに行い、その証明書を提出すること。

⑤ 疑義

本仕様書に定めない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。